

令和7年第3回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和7年9月22日
招集場所 度会町議会議場
開議 令和7年9月22日（午前9時00分）
出席議員 1番 山北 佳宏 2番 大西 徹 3番 大野 原徳
4番 中西 久博 6番 貞森 義和 7番 若宮 淳也
8番 登 喜三雄 9番 西井 仁司 10番 濱岡 裕之
11番 中森 慰
欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町長	中村 忠彦	産業振興課長	森井 裕
副町長	西岡 一義	環境水道課長	西田 健
参考事務課長	山下 喜市	建設課長	阪口 昇吾
施設管理室長	岡谷 吉浩	会計管理者兼出納室長	長谷川陽子
みらい安心課長	作野 和幸	代表監査委員	山下 幸生
税務住民課長	山北 早苗	教育委員会教育長	中村 武弘
保健こども課長	福谷 千鶴	教育委員会事務局長	井口 由子
長寿福祉課長	西村 夏之		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	迫本 晃	書記	山下 雅輝
書記	西村 美紀	書記	宮崎 順也

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 各常任委員会委員長 審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第49号～議案第62号）
- 日程第4 採決（議案第49号～議案第62号、請願第1号～請願第4号）
- 追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第4号～発議第7号）
- 追加日程第2 提案理由の説明（発議第4号～発議第7号）
- 追加日程第3 質疑（発議第4号～発議第7号）
- 追加日程第4 討論（発議第4号～発議第7号）

追加日程第5 採決（発議第4号～発議第7号）

日程第5 議員派遣の件

日程第6 閉会中の継続審査の申出について

上程議案

- 議案第49号 令和7年度 度会町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第50号 令和7年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第51号 令和7年度 度会町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 令和6年度 度会町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第53号 令和6年度 度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第54号 令和6年度 度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第55号 令和6年度 度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第56号 令和6年度 度会町水道事業会計決算の認定について
- 議案第57号 度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 度会町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第60号 度会町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 度会町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 報告第2号 令和6年度度会町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 請願第1号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
- 請願第2号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
- 請願第3号 防災対策の充実を求める請願書
- 請願第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
- 発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について
- 発議第5号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
- 発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出について

発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について

◎開会の宣告

(9時00分)

○議長（若宮 淳也） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、令和7年第3回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより、一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

それでは、2番 大西徹議員。

《2番 大西 徹 議員》

○2番（大西 徹） 2番議員の大西徹です。許可を議長よりいただきましたので、質問させていただきます。

先月の広報わたらいに掲載された「地震が起きる前に、今できること」。この記事には、私たちが住む地域に能登半島地震クラスの地震がいつ発生してもおかしくないと、また、最大の震度は7で、町内の既存する家屋、およそ1,500棟が全壊、焼失する予測とあります。まだ記憶に新しい7月30日に発生したカムチャツカ半島沖地震により発令された津波警報や、昨年の正月に発生した能登半島地震、昨年8月8日に発表された南海トラフ地震臨時情報など、身近に危機が迫っている予兆があるにもかかわらず、どこか安気にいる自分がいて、この記事を読んで自分自身を戒め、再度身を引き締めているところでございます。

さて、防災対策には、自らが備える自助、みんなで助け合う共助、そして、役場をはじめ、消防などの行政による公助があり、定例会の初日に、中村町長も述べてくれましたように、この三つの助けを徹底していくことが不可欠であると、私も考えております。

広報わたらいの中でも、自助として町民の皆様に備えてほしいことや、活用できる補助金が紹介されております。

さらに、共助については、鮑川区自主防災会の取組が紹介され、地域コミュニティの強化が必要とされています。

そこで、度会町の備える公助の取組と自主防災会の育成が必須である共助の基となる地域の在り方についてお聞きいたします。

まずは、公助について、広報わたらいに町でも地震に限らず、ほかの災害にも対応すべく、様々な資機材や備蓄品を役場や防災倉庫に配備している。その他町内3か所、これは麻加江と中之郷にある改善センターと、棚橋の旧消防署ですが、この3か所にも備蓄倉庫を設置し、有事に備えているとされています。

その備蓄品には、保存食や飲料水は当然のことながら、毛布や畳、簡易ベッド、災害用トイレ、キッチンなどが設置されています。

そして、さらに、乳児に必要な粉ミルク、哺乳瓶、それらを消毒殺菌する液剤、女性用のナプキンや高齢者用のおむつなど、必要な物資は多岐にわたるものとなるはずです。それらの備蓄品について、町はどこまでの種類をどの程度備蓄し、どのような管理体制の下、備蓄品の更新も滞ることなく実施されていますか。また、それらの備蓄品の内容については、度会町のホームページ等で積極的に町民に公表していくべきではないかと思います。

また、簡易ベッドや災害用トイレ、テントの組立てについては、職員さんがどの程度レクチャーを受け、有事に備えているかも教えてください。

次に、共助については、広報わたらいに、甚大な被害が発生した場合、消防署や役場などの公助だけでは、救助・援助する側の人手が足りない。日頃から地域の人たちとコミュニケーションを取り、助け合う体制づくりをとされています。確かに、共助について、鮎川区自主防災会のように、地域コミュニティを強化するということは、防災対策についてとても大切な手立てであると理解しておりますが、町内の各地区において若者が減少し、若い世帯が転入してくれたとしても区入りをしない、いわゆる区外の方も増えてきたりしていることから、地域コミュニティの衰退は否めず、地区、行政区として組織を継続または存続していくことが困難な時代となつてきています。町として、自主防災会の育成を進めることはとても重要な取組ではあると思いますが、それ以前に、衰退しつつある地区の在り方について、何かしらの手立てや方針を示さなければならない時期に来ているのではないかと思います。

中村町長のお考え、町の方針をお示しください。

○議長（若宮 淳也）　はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦）　それでは、皆さん、おはようございます。

大西議員さんの質問にお答えをいたします。

備蓄品については、食料品や飲料のほか、発電機などの資機材から、おむつやゴム手袋といった消耗品まで、約90品目を備えております。また、定期的な入れ替えや見直しにより、災害時において最大限の効果を発揮するよう、管理をしております。

また、備蓄状況の公表については、災害対策基本法等の一部改正が本年7月1日から施行され、これに伴い、年1回の公表が義務となったことから、議員がおっしゃ

やるよう公表していくべきものと考えており、公表に向けて準備を整えているところであり、不足の生じることがないよう、継続した整備をしていく計画であります。職員に対する使用方法等の訓練についても、当然のことながら実施していくことが重要と考えております。

また、御懸念の防災対策においての地域コミュニティの在り方については、自主防災会の強化はもちろん必要ですが、何よりも集落の垣根を越えた消防団の活躍に期待をするものであります。現在の34区3自治会の維持継続も困難となる時代が見えてきている状況からの御指摘かと思いますが、集落の存続に関しましては、区の統合・合併や集落じまいといったことも、近い将来に現実味を帯びてくることも考えられますが、現時点では、区長さんや自治会長さんを選出していただき、機能していると思っておりますので、即座に手立てを講じるところまでは考えておりません。

以上、大西議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也）　はい、大西徹議員。

○2番（大西 勝）　度会町の防災訓練が、今週実施される予定となっております。

その際に再度、資機材または備蓄品の点検・確認を行い、把握していただくことは重要な取組にもなると思いますので、ぜひその取組も実施してほしいと思います。

また、一部法改正によって公表が義務化となったのであれば、各媒体でも備蓄品の種類、数量まとめて公表していただければ管理しやすく、備蓄庫や倉庫といったものは困難でも、備蓄品の分散・分担はスムーズに助け合いにつながると思いますので、そのためにも自主防災組織との情報共有、さらに強化してほしいと思います。

職員さんへのレクチャーに関しましても、しっかりと取り組んでいくと答弁いただきました。私自身も参考にさせていただき、議員間でもできる限り取組を考えて、資機材、また期限が近い保存食なども可能であれば、役割分担し、実際に使用もしてみたいと思っています。

また、防災会の強化も必要であるが、消防団の活躍に期待すると答弁いただきましたので、ほかの公助についての答弁も含め、私自身も町民の方にうまく発信し、消防団での共有にも取り組んでいきたいと思います。

また、これは要望となりますので、度会町には発令されにくい津波警報等が隣接の市町で発生した場合は、境界線を越え、要請に迅速な対応を期待します。

共助の観点から、私ども町議会では、10月に和歌山県にある秋津野ガルテンの視察を計画しています。この施設は、地域住民による出資で法人を立ち上げ、グリーンツーリズムを柱に、地域づくり、地域の活性化を図っています。この取組が、直ちに度会町の地区の課題解決につながるわけではありませんが、全国でも同じ課題に悩む自治体、また、課題解決のために優良事例もあるかと思いますので、調査し

ていただき、度会町の課題解決のために一歩を踏み出していただきたいと思います。

同じ課題に悩む自治体と申しましたが、私も町民の方から地域コミュニティが衰退していくのではとお聞きします。

答弁では、現段階では、区や自治会は機能しており、手だけでは考えていないと申されました。

しかし、区長さんをはじめ、役員さん、班長さん、組頭さんも様々なジレンマを抱え、運営に携わってくれています。課題には、長いスパンでの取組が必要となり、大変なエネルギーを要することも理解しております。解決策を見いだすこと、これには、区や自治会の力だけでは足りない部分もあるかと思います。

町と連携して、区長会を含め、様々な取組をうまく進めていただけるよう、期待しまして質問を終わります。

○議長（若宮 淳也） 以上で、大西徹議員の質問を終わります。

続きまして、8番 登喜三雄議員。

《8番 登 喜三雄 議員》

○8番（登 喜三雄） 登喜三雄です。議長の許可をいただきまして、質問をいたします。

さて、便利さと効率を求めるデジタル社会への転換期にある一方で、度会町らしさ、アイデンティティの醸成、度会町の潜在能力、存在意義はどこにあるのかを見詰め直し、根を下ろしたまちづくりが大切であると考えます。

人口減少化の中で、コンパクトシティの核づくり、また、サテライト核のまちづくりと、インフラ整備については議論を深めてきたところですが、今回は、テーマを米づくり、森づくり、水環境づくりに集約して、度会らしさはどこへ行こうとしているのかについて伺います。

この3項目は、それぞれ連動し、関連するのですが、幾つかの質問と提案について、町長さんの政治信条と今後取るべき行動計画についてあれば、お答えいただきたいと思います。

それでは、まず、一点目のテーマ、米づくりでございます。

米の価格高騰が注目されています。消費者目線、生産者目線の間に、保存管理や流通のコストが介在し、高止まりの証言が取られています。5反から1町ほどの耕作者が多い度会町の目線で見ると、生産者米価1俵3万円は決して高いとは思いません。玄米5キロ換算2,500円です。白米ベース、スーパー店頭価格4,000円から5,000円との差が、いわゆる保管や精米、また、流通等のコストでございます。

ちなみに、私事ですが、6年産は反7俵出来、また単価は2万円ほど。7年産は、戦後最高の出来でございました。反9.4俵でございました。1俵当たり3万2,000円ほどで買っていただきました。

しかし、収支を見てみると、機械に投資したこともあるんですけれども、減価償却費等のコストを差し引きますと、本年度産は、1反で5,000円程度のマイナスを見込んでおります。

ここで、政府は減反から増産へと舵を切るそうです。度会町は真面目に減反に取り組み、過去多くが林地化し、また原野化しております。麦への転作を戻すほか、米増産の道はないように思います。むしろ、農業者の高齢化が米づくりの課題です。

このような現状の中、度会町の水田農業をどのようにして守っていくのか。規模拡大支援か、兼業家を守るのか、私は、規模拡大も度会の地形上、頭打ちであると思います。それより、二種兼業、町内消費のシステム化への支援に活路が見つかるのではないかと考えますが、いかにお考えですか。

次に、現在進められております農業振興地域の見直しの進捗状況と、今後の米づくりへの影響をお尋ねします。

耕作放棄地が増えてくると思われます。耕作放棄地が隣の田んぼへと移っていく。また、おすすめをいただいております農地バンクは、待つだけでなく、迎えに行く勧誘への行動が大切だと考えますが、どうでしょうか。

次に、地球沸騰化の時代を迎え、地下水位が低下しているように言われております。年配の人が水がせこると表現されています。中でも、江戸時代の築堤と聞く、ため池による水位の確保が心配です。ため池の調査をどのように生かすのか、今まで実施いただいた堤体だけでなく、斜樋管や底樋等の保全について、役場の指導力、支援策を発揮してほしいと思います。

それでは、続きまして、二つ目のテーマ、森づくりについてお伺いをいたします。森林空間に癒やしを求める人々が増えています。業態の利用に限らず、先進地に学び、森林のレンタル利用による利益の追求という視野を広げてみてはどうですか。1反、年間5万円ほどにして、ふるさと納税も視野に入れながら、まず、町有林での適地探しを提案いたします。

岐阜県の東白川村でしたか、ここでは、1反6万6,000円ほどでレンタルし、100件ほどの区画が整備されているそうでございます。

次に、手入れのされないままの針葉樹の森は、山にとっても、人間、また動物にとっても不健康だと考えます。手始めに、日の出の森、また、宮川・一之瀬川の河畔に、それに荒廃する農地への広葉樹の植樹を計画してはどうですか。

同時に、針広混交林の考えを合わせて拡大・普及することを要望いたします。

広葉樹の落葉、落ち葉は、腐葉土となり、ここで植物性プランクトンが育まれるそうでございます。山は海の恋人、宮城の畠山さんの有名な言葉です。

次に、森林の炭酸ガス吸収力と酸素の発生に学び直したまちづくりについて伺います。

東京大学のある教授の森林研究所では、高木に登り、高さごとに葉っぱの光合成を、また地下茎から幹への水の流れを調べるなど、数人の優秀な若い研究者が、森に命を燃やしています。

教授のお話しによると、地球規模では4分の1の炭酸ガスを森林が吸収するそうです。度会町約1万3,000ヘクタールの森に換算すると、どれほど温暖化防止に貢献しているかなどを学び直す。あわせて、光合成により、酸素濃度も高く、呼吸に優しい環境にあるはずです。

炭酸ガスの吸収と排出に限って言うと、森を大切にすることは、プラゴミのリサイクルも大事なことですが、より温暖化防止に貢献しております。

いま一度、森に学び、森を大切にするまちづくりを目指してほしいと思います。

学びにつきましては、次世代を担う子供たちにも期待いたします。子供たちのアイデンティティの醸成にもつながると思います。子供たちの学びについては、教育長さんの御所見を伺いたいと思います。

森のテーマのおしまいに、バイオマス発電の進捗具合と稼働の行動計画について伺います。

カーボンニュートラルのまちづくりを目指して、多様なエコ電源を持つ計画と承知してまいりましたが、その規模、また、その時期、また今後のスケールアップの可能性などについて町民に向けて発信することを求めます。

最後に、水環境づくりテーマについて伺います。

宮川・一之瀬川の流量と水質保全についてです。宮川ダムの河川維持放流量のアップと、三瀬谷ダムの撤去について要望いたします。このことは、支流の伏流水化の解消、また堆積泥をなくすことにつながります。過去、度会町をはじめ、流域の皆さんの努力により、栗生頭首工直下で毎秒3トンを下回らないよう、維持放流が約束されました。

また、選択取水装置もでき、冷水の放流防止対策も実施されています。

さらに、次のことについて、三重県に要望されるようお願いしたいと思います。

まず、一点目は、宮川ダムの第1・第2発電所から熊野灘への放流水を見直し、河川維持放流3トンを4から5トンに増量してほしい。ダムに流れ込む大和川から直接宮川ダム直下へパイplineにより放流してほしい。大和川というのはダムの上流にある、いわゆる大台ヶ原の源流を受けている川でございます。このことは、多気出身の県議会議員からも要望されています。県議は、常々宮川の水質を心配されております。

二点目、三瀬谷ダムは、工業用水の確保計画から始まったものと聞きます。今は計画がなくなり、土砂の堆積をなくすためにも、三瀬谷ダムの撤去を要望してほしいと思います。過去、宮川のアユが大量死したとき、町の執行部と議会で陳情を

しました。当時の建設省三重工事事務所長さんの「宮川は流域を変え、利水が行われている。河川管理の上で乱暴だ」と聞いた記憶が忘れられません。

最後になります。宮川・一之瀬川の生態系の保全に、水産試験場の知見を求めてはどうですか。とにかく、アユが少なくなっていました。同時に、他の魚類も少なくなっていました。これはどうしたことか、何か原因があるはずです。せっかく宮川河畔にありますシンクタンクの活用を求めてはどうですか。

以上、米づくり、森づくり、水環境づくりにつきまして、町長さんの基本的な政治信条と、あれば行動計画についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） はい。それでは、登議員さんの質問にお答えをいたします。

御質問も詳細にいただいたところでございますが、通告書の内容が多岐にわたりますことから、まずもって、本町の現状について教育長はじめ、各関係課長から、それぞれの御質問に対してお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（若宮 淳也） はい、中村教育長。

○教育委員会教育長（中村 武弘） 初めに、議員の皆様にいつも教育活動のほうに御指導・御支援ありがとうございます。これからもよろしくお願ひいたします。

それでは、登議員さんの質問にお答えします。

まず、二つ目のテーマ、森林教育を中心に、私のほうとしてはお答えいたします。

本町は、古来から森林の恵みを最大限に享受し、清らかな水、透き通った空気、それに包まれて子供たちも育ってきました。こうした環境の下、生活する子供たちが、身近な自然を題材に環境循環型の社会に興味を持って学びを深めていく。このことは、度会町らしさを育み、豊かな人材が育つ基盤になると考えております。

学校での活動におきましても、これまでの小学校の木育授業、中学校の森林組合さんへの職場体験に加え、薪を使用したスポーツ、カップ、また、風車の見学を今年度から計画しております。五感を活用した学びが体験できるよう、現在進めております。

次世代を担う子供たちへ森林教育以外にも、建設水道課さんからの子供たちとのごみ分別学習を中心とした環境教育、それに加えて、米づくり体験学習やお茶摘み体験学習など、度会町の町民の皆さんに支えながら、度会町の魅力を肌で感じ、考え、実践する教育も進めています。

加えて、みらい安心課さんのほうから、度会町総合計画の作成への中学校3年生の提言を行うワークショップ教育などを行っております。

様々なことを行いながら、度会町を愛し、度会町のことを知って、育っていただ

きたいと子供たちには思っております。

今後とも、登議員さんの豊富な知見と経験から成る御助言をいただければと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上で、登議員さんに対する答弁といたします。

○議長（若宮 淳也）　はい、森井産業振興課長。

○産業振興課長（森井 裕）　産業振興課から、まず初めに、お米づくりに係る質問にお答えします。

町では、認定農業者をはじめとする担い手への農地の集積・集約化に取り組んでおり、加えて、地域ぐるみで取り組む農業用施設の共同保全活動に対しては、日本型直接支払制度を活用し、地域全体で担い手を支援していく体制づくりを推進しています。

一方で、生きがいを持って自分たちの農地を守ろうという意欲ある小規模農家の方に向けても、きめ細やかな支援が必要であると考えています。

さて、農業振興地域整備計画の見直しにおいては、各地区で活発な話し合いが行われ、守るべき農地が明確になりました。

今後は、ため池をはじめとした農業用施設の長寿命化に取り組み、農業生産基盤の強靭化を図り、美しい清流に恵まれた環境など、米づくりに適したこの度会町で育まれた安心・安全なお米が、地域内で消費される仕組みづくりを模索しつつ、持続可能な農業生産が行われるよう、農業振興に努めてまいります。

続きまして、森づくりに係る質問にお答えします。

町有林については、林道でのアクセスが容易な山林は、森林整備センターとの分取造林契約を締結し、水源涵養保安林として保全を行う山林が多くの面積を占めています。落ち葉や枯れ枝の採取も制限されており、森林レンタル等、体験の場所として提供するのは難しいと考えますが、今後の森林体験の一つの在り方として参考とさせていただきます。

広葉樹林の育成について、日の出の森は県の環境創造事業を活用し、森林の多面的機能の中でも、保健機能を特に發揮することを期待され、整備が行われました。県との20年の協定期間は終了しましたが、今後も必要に応じ整備、保全を行い、交流と憩いの場として活用していきたいと考えています。

河畔や荒廃農地の広葉樹林化については、放置山林が増加している現状では、慎重に検討すべきと考えています。森林環境譲与税を活用した境界明確化事業などを通じ、町民の森林への関心を深めていくことを、まず進めていきたいと考えております。

産業振興課からは、以上です。

○議長（若宮 淳也）　はい、作野みらい安心課長。

○みらい安心課長（作野 和幸） それでは、みらい安心課から、森づくり、水環境づくりについてお答えします。

まず、バイオマス発電の進捗具合と稼働への行動計画についてですが、令和6年9月に環境省から選定されました脱炭素先行地域事業の一つとして、木質バイオマス発電設備の整備がございますが、今年度から計画を開始し、令和11年度の稼働に向けて検討を行っている状況でございます。

なお、今後の進捗状況につきましては、隨時、広報紙等を通じまして、町民の皆さんに発信していく予定でございます。また、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量をクレジットとして国が認証するJクレジット制度につきましても、いせしま森林組合とともに検討をしているところでございます。

次に、宮川ダムの河川維持放流のアップについてですが、現在、宮川流域ルネッサンス事業が取り組む宮川の流域回復に対しまして、水利使用規制に定められた宮川ダムからの河川維持放流量、毎秒0.37立米に、発電用貯留水から毎秒0.13立米を上乗せした毎秒0.5立米の放流を実施しているところであります。さらなる流量アップにつきましても要望しているところでございます。

以上、登議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、西田環境水道課長。

○環境水道課長（西田 健） 環境水道課です。水質保全の観点からお答えします。

町では、水道水源保護条例により、水道水源の保護に努めております。保護区域の設定や審議会の設置、重要事項への審議等、以前から水源を守るべく措置が講じられてきました。

とりわけ、水道法に基づく水質検査は毎月の実施が義務づけられており、当町においても、専門機関に委託することで、原水、浄水ともに、安全・安心な水であることを確認しております。

なお、今夏の猛暑及び小雨の影響で、全国的に渇水の状況が聞かれる中、町内に設けられる表流水を取水とする注連指、長原、川上水源地については、毎月2回行っております施設点検で、十分な水量が確保できておりましたことを報告いたします。

以上、環境水道課の答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、阪口建設課長。

○建設課長（阪口 昇吾） それでは、建設課から水環境づくりについて河川管理の観点からお答えいたします。

宮川水系の環境改善は、度会町だけの行動で実現できるものではなく、あらゆる関係者が流域全体で総合的に取り組む流域治水により実現できるものと考えます。

現在、事前防災対策の強化から各一級水系におきまして、国、流域自治体、企業等が実施する治水対策について、宮川水系流域治水プロジェクト2.0として取りまとめ、策定しております。

これは、事前防災という別の社会課題の解決が元でございますが、あらゆる関係者がそれぞれの立場に応じて取り組むことによりまして、水環境の改善も図られるものと考えております。

度会町といたしましても、宮川流域の一員としてこのプロジェクトに基づき、各種の取組を推進してまいります。

その一端でございます河川内の堆積土砂につきまして、それぞれ河川管理者において対応すべきところでございますが、国・県の管理すべき区間におきましては、流城市町で組織する宮川水系治水事業促進期成同盟会などを通じて、計画的に実施されるよう促してまいります。

町が管理します支川につきましては、緊急浚渫推進事業債等を活用するなど、積極的に実施するよう努めてまいります。これにより、流下能力を向上させるほか、酸素が行き渡る表流水を安定させ、水生生物の生息環境やよどみの減少による水質の改善も図られるものと考えております。

また、自然環境が有する多様な機能を生かすグリーンインフラの取組を推進することも、プロジェクトに謳われております。例えば、先ほど、森づくりの話もございましたが、上游の森林整備も流域治水に含まれると考えております。適正な森林整備や治水事業を推進することにより、水源を涵養し、土砂の流出を防ぎ、結果、下流の河川環境の質の向上を図ります。

さらに、自然環境保全に関する活動や水辺空間の創出、小・中学生などにおける河川環境学習なども、国、県、流城市町が一体となり、取り組むべきグリーンインフラの一つとして推進してまいります。

以上、建設課からの答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） はい、ただいま、それぞれの担当から答弁をいたしたところでございます。

登議員さんとはですね、約10歳ほどの年齢差がある大先輩でございますが、同じ中川地区に生まれ育ち、同じ故郷の風景を小さいときから見てきたという人間として思うことはですね、今、私はたまたま町政を任せられております。しかしながら、この風景はですね、20年たとうが、30年前とそんなに変わってないんですね。そういう風景も大切にしたいという思いと経済的な理由とか、いろんなことがございますが、守っていくべきこと、また、変えていくべきことをですね、しっかりと区別しながらですね、町民の暮らしを守っていき、笑顔で元気に暮らせる、また地域が

持続的に発展していく町を目指しですね、20年、30年先を見据えた中長期視点で、最善・最速を志向していくことが最重要であると考えております。

また、小さな町だからこそできる相互のつながりを生かし、また挑戦を厭わない姿勢で常に邁進をしております。

以上、登議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也）　はい、登喜三雄議員。

○8番（登 喜三雄）　ありがとうございます。少し風呂敷を広げ過ぎたところもありますので、お答えするほうも難しいところもあったかと思います。

一、二点ちょっと要望ですので、お答えがなかったのかも分かりませんけれども、まず、水質保全について、アユが少なくなってきたと、いろんな魚類が少なくなってきたということで、玉城にある水産試験場、せっかく国立の優秀な先生方がお見えになるんだと思いませんけども、訪ねて、宮川のこの淡水の生態系について何も研究してもうとらんのかいなど、そんなことを一遍投げかけていただきたいと、知見を活用したらどうかなど、優秀な先生方が見えると思いますので。どこが担当されるのかも分かりませんけれども、担当課がなかつたら、みらい安心課さん、一つチャレンジをしていただきたいと思います。要望でございます。

もう一つ、これもお答えがしにくいことだったと思いますけれども、三瀬谷ダムなんです。これは、ルネッサンスの本にも書いてあります。工業用水で計画をされたダムであると。出来上がってしもうたら、もう今さらなくせというのは、なかなか難しい話なんですけれども、工業用水計画がなくなったんだと、それに対する三重県の考え方をもう少し整理をしていただきまして、私は、すぐにダムを破ったれという話ではないんですわ。ダム湖で、想定等の活用されていることもあるかと思います。水門をうまく調整しながら水位を保ちながら、また泥も吐き出しながらやればいいんじゃないかと。発電しとるやないかっていうような話なんですけれども、もう一つ下に、長発電所というのがありますので、私も技術的にはよう分からん世界ですけれども、三瀬谷ダムで水が残ったら、長発電所で利用できないかと。そういうことで職員の皆さん方も、ぜひとも一遍、宮川の上流からどないなつんねやと、熊野灘へ第1・第2の発電所から水がみんな流れていっとるんです。そういうことを、見学をしていただきまして、体験をしていただきまして、全体の宮川の水環境づくりにつきまして勉強をしていただきたいと思います。

水産試験場の活用というんですか、知見を利用することについて何かお考えがありましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（若宮 淳也）　はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦）　はい。宮川ダムとか、三瀬谷ダムとか、私ら途中から行政に携わつとるもんでですね、やっぱりそのありようとか、やっぱり温故知新ですね、

古きを温ねて新しきを知るという意味において、成り立ちも研究しましてですね、考えてまいりたいというふうに思います。

また、水産試験場への水質、もっと下流も調べてくれというんであればですね、しっかりちょっと検討をさせていただいて進めて、検討してから進めていますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

以上です。

○8番（登 喜三雄） ありがとうございました。言い忘れたんですけれども、産業課さん、スマート農業が今もてはやされております。

しかし、なかなかコンピュータでトラクター動かすんやと、やっぱり眺めとて、パソコンで操作せなあかんのやと、1人ついとらなあかん。それやつたら乗つとつたほうが楽やないかっていうような話も、大規模農家の方がテレビで話しされておりました。

そういうことで、度会は第二種か、第一種か分かりませんけども、兼業農家の皆さん方を大切にしていく。ちらっとお答えをいただきましたけれども、ぜひともスマート農業一辺倒ではいかない度会町だと思いますので、ぜひとも、兼業農家の育成につきまして御支援をいただきますようにお願いをしたいと思います。

また、ため池の話もお答えいただいたんですけども、これも勉強です。御存じだと思うんですけども、堤防に沿って、縦に縦樋というのが、1メートルか、2メートルぐらいの縦樋っていうのが、上呑と下呑にまっ縦に落ちております、2メートルぐらい下、堤防に沿って斜樋管が流れ、つけられておりまして、それから底樋が抜かれていると、そういう構造です。

堤防を改修したときでないと、なかなか勉強する機会がないんですけども、そういうふうになっている。江戸時代から200年以上たつると思いますので、ゆくゆく壊れるんじゃないかと危惧されますので、その辺のところも、よろしくお願ひします。

また、森レンタルも、そんな考え方にはなかなか度会では無理やっていうような話なんですけれども、岐阜県ではそういった事例もございます。6万6,000円、1反6万6,000円でレンタルして、100区画あるということは、5、600万円のお金が上がってくるんだと思います。そういう知恵も出すことも必要かと思います。

それと、教育長さん、私は、木育やら、今いろいろやられとるのはお聞きしとるんですけども、とにかくもう一遍理科の勉強に戻って、光合成というのはこれだけ地球温暖化、炭酸ガスの吸収に寄与しているんだと、そういうことを子供たちにもう一遍学び直していただきますようにお願いをしておきたいと思います。

るるお話をさせていただきました。持ち時間もなくなつてしまひました。

町長さんも言われましたけれども、私たちは田植えの後の螢の光や、稻刈りの後

の田んぼに群舞する赤トンボに癒やされ、うさぎ追いしかの山、また、アユや鰻と水中に戯れた世代です。これが私らしさを培ってまいりました。

田を森を川を守ることこそ、デジタル社会に潤いを与えるものと信じます。度会町の人口が5,000人になっても、人々が潤いを持って幸せに暮らす、暮らしている姿を思い浮かべます。度会らしさ、真水の文化ゾーンを大切にしたまちづくりを目指していくことを願って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若宮 淳也） 以上で、登喜三雄議員の質問を終わります。

続きまして、1番 山北佳宏議員。

《1番 山北 佳宏 議員》

○1番（山北 佳宏） 1番議員、山北佳宏です。議長の許可をいただきましたので、私は災害時における緊急避難所の環境問題のうち、特に、深刻なトイレの状況について伺いたいと思います。

8月5日に開催されました三重県環境整備事業協同組合主催の防災フォーラムに参加しまして、そのときのテーマが、災害時にトイレパニックを起こさないためにということで、主催者より我慢できないものを優先して対応するのはトイレであるということを伺い、また、極めて早い段階から必要になってくることを学びました。

8月号の広報わたらいでも、震災の被災地に派遣された町の職員の方がトイレの問題についても報告をされています。災害時においては、速やかな外部支援は期待できないことを前提に、切れ目のないトイレの環境の確保が必要とされています。能登半島地震においても、仮設トイレの設置に時間を要した場所では、約1か月かかったケースもあると、また、照明器具の不足や男女別のレイアウトなど、様々な課題があり、トイレの環境は非常に悪かったということです。

当町といたしましても、備蓄トイレとして、携帯トイレや簡易トイレなどが確保されていると思いますが、実際その使用方法が分からぬ方もたくさんみえると思います。また、テレビなどの報道でも、住民の方へのインタビューでそのような回答をされる方もほかのところありました。

避難トイレの衛生を保持するために、日頃から使い方の説明指導などが必要ではないかと思います。

能登半島地震の被災地においては、管理者がしっかりと対応した避難所のトイレにつきましては、環境が保持できていましたが、管理体制が不十分であったトイレは、排泄物があふれて、次の人人が使えない、そのような状況であったと聞きました。

また、先日の新聞では、全国市区町村の調査におきまして、避難所の準備状況に関するアンケート結果について、トイレ数や居住面積について約半数の自治体が基準に満たしていないという記事が出ております。

そのアンケートの内容で、度会町においても、災害発生初期の段階でのトイレの確保、基準につきましては「満たしていない」、「今後満たす予定だが、時期のめどは立っていない」と回答されています。これは、おそらく選択肢の中の項目でございますので、全てがこれを指すものではないとは思いますけども、そのような回答をされてます。

また、必要なトイレ数を確保できない理由として、「平時の置き場所の問題」、「活用方法が難しい」、「避難所で管理をするためのノウハウや人員が十分でない」と挙げてみえます。また、災害関連死を減らすために、避難所の運営に関して最優先に取り組むべきだと答えてみえますのは、「トイレの備蓄、調達強化」、「口腔ケア」と回答されており、トイレ問題についても重要視されてみえます。

つきましては、町の指定緊急避難所のトイレの環境状況及び災害に対応したトイレの準備はどのような状況でしょうか。

また、避難所のトイレは大部分が水洗で浄化槽対応だと思います。停電時にプロワーを発電機による起動や、また、断水による水の確保などで、この既存のトイレを活用していくような対応はありますでしょうか。

さらに、防災トイレアドバイザーのような人材など、管理体制はどのように整備されてみえるんでしょうか。災害はいつ発生するか分かりません。

以上、これまで述べた課題等に、早急に対応する必要があると考えます。今年度の当初予算に簡易トイレの追加整備も進めると計画されていますが、現時点での状況、また今後の計画について伺います。

以上です。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） はい、それでは、山北議員の質問にお答えをいたします。

大規模災害発生時の環境整備に関しまして、特に、トイレの問題についてかなり掘り下げた体制整備についての御質問と理解をいたします。

防災対策は、ここまで準備したら万全といったことはございませんので、本町の体制について御説明をいたします。

まずは、災害時に一時的に避難するための指定緊急避難場所についてでございます。避難所のほとんどが水洗トイレであり、うち役場保健センターや災害対策の拠点となる中川、小川郷、一之瀬各支部については、備蓄倉庫を備えており、避難所で設置可能な非常用トイレ本体と、建物被害のない避難所や各家庭の既存トイレで使用できる処理剤も相当数を備蓄しております。排泄物の固化・密封により衛生を確保できます。

また、防災トイレアドバイザー等については、町として整備はしておりませんが、災害時協定を締結している他の自治体や企業等の知識経験のある者に意見を伺うと

いう状況であります。

また、今年度予算における簡易トイレ整備の進捗状況についてでございますが、マンホールマルチトイレは既に購入業者が決定しております。全国的に需要が高まっている状況でありますが、できるだけ早期に納入してもらうよう依頼をしているところであります。

最後に、本町の地域性として、海岸沿いや都市部の町ではございませんので、数千人が避難所に押し寄せる想定はしておりません。

さきに相当数あると説明したトイレ用の凝固剤は、1万回以上使用できるだけの備蓄を備えておりますことから、避難所の利用だけではなく、各家庭の被災状況により配布できるよう備蓄していくことになります。

避難所の環境整備につきましては、今後も整備内容を検討しながら、積極的に進めていく考えであります。

以上、山北議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也） はい、山北佳宏議員。

○1番（山北 佳宏） ありがとうございました。

今お答えいただいて、避難所のトイレの対応、また、備蓄の関係からも、家庭でのトイレにも対応する準備が進んでいるということが確認できました。

簡易トイレの整備状況で、また、マンホールマルチトイレにつきましても、もう購入決定がなされているということでございまして、私も防災フォーラムで、このマンホールトイレの需要、また、この機能性につきまして、大変必要性を学んできたところでございます。

先ほども申し上げましたが、災害はいつ起こるか分からないということもございますので、引き続き、避難所の環境整備に取り組んでいただきたい。

そして、万一の際に、避難所で生活を送らなければならないようなことが起こった場合について、少しでも不安材料を少なくしていただきたい。そのように思います。

また、家庭で準備されてみえる簡易トイレの使用方法などにつきましては、先ほど使用方法も分からぬというようなこともありますので、それぞれの家庭が用意されてみえる部分、差はあると思いますが、例えば、この防災訓練などを通じまして、さらに、防災対策を強化するという意味でも、そのような説明のような機会を、また設けていただければと思います。これをお願いしまして、私の質問を終了させていただきます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（若宮 淳也） 以上で、山北佳宏議員の質問を終わります。

暫時、休憩いたします。

(10時3分休憩)

(10時15分再開)

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 濱岡裕之議員。

《10番 濱岡 裕之 議員》

○10番（濱岡 裕之） 10番議員の濱岡裕之でございます。若宮議長より質問の許可をいただきましたので、本日は三つの質問をいたしたいと思います。

まず、一つ目でございます。選挙の投票率向上についてということで伺いたいと思います。

この夏には、7月20日に執行されました第27回参議院議員通常選挙に続き、三重県知事選挙が9月7日の投開票で行われました。どちらの選挙におきましても、本当に猛暑の時期で、告示日から選挙期日までの期日前投票の期間も長く、選挙管理委員会の皆様をはじめ、町職員の方々、関係されました皆様方につきましては、本当に御苦労さまでございました。

それでは、まず、①としまして、選挙管理委員会による投票率向上の方策、運営改善等の考えについて伺いたいと思います。選挙管理委員会の所管する仕事の目的の中に、投票率の向上を考えるということも入っていると思います。

②としまして、役場のみに開設される期日前投票所も含め、町内の各投票所、第1から第9投票所までございますが、そこへ行くことが困難な有権者のための対策について伺います。18歳からの若い世代の投票率の低さも、時として問題視されますが、ここでは、当日投票でそれぞれの投票所に行く際、移動手段がないために、特に、御高齢の方から投票所に投票に行きたいけど、なかなかちょっと行けないとの声も聞くこともあります。

ちなみに、例を出しますと、第7投票所、これは駒ヶ野耕雲寺ですが、そこまで一番遠い方でいきますと片道2.8キロございます。往復で5.6キロ。また、第9投票所、南中村公民館でございますが、そこまでは遠い方ですと、片道で2.7キロ、往復で5.4キロであります。

③としまして、移動式の期日前投票所開設導入の考えについて伺いたいと思います。交通手段がなく、投票所への移動が困難な主に高齢者の方々などの投票機会を確保する目的で、三重県内の自治体ではですね、熊野市、志摩市、南伊勢町の3市町で移動期日前投票所の開設を行っているようでございます。それは、有権者の利便性の向上と投票率アップにつなげるのが狙いだと思われますが、今後は、度会町においても、人口減少等に伴い、投票の仕方については、選挙事務の効率化や投票管理者及び投票立会人選出の様々な地元負担等の軽減策も考慮していく必要に迫られるのではないかでしょうか。

そこで、選挙管理委員会並びに町としての、今申し上げました①から③におきましての考え方をお聞きしたいと思います。よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、濱岡議員さんの質問にお答えをいたします。

投票率の向上に向けた取組をということでございますが、投票しやすい環境づくりを目指し、度会町選挙管理委員会でもって取り組んでいるところでございます。

今年7月の参議院議員選挙では、県平均60.45%に対し、当町は62.73%、今月7日の三重県知事選挙では、県平均39.77%に対し、当町は47.29%と、いずれも県平均を大きく上回るという率を維持しております。

投票率向上に向けた取組等は、選挙管理委員会書記長から説明いたさせます。

○議長（若宮 淳也） はい、山下参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（山下 喜市） はい。町長に代わりまして、度会町選挙管理委員会の書記長の立場から、総務課、山下が、よい機会でございますので、本町の取組も含めて御説明させていただきます。

本町における投票率についての現状は、先ほど、町長が申し上げましたように、今年の選挙でも、県平均を上回っております。

昨年10月の衆議院議員選挙でも、県平均56.21%に対し、当町は60.59%と、県平均を上回る投票率となっております。

コロナ禍を経て、ここ数年の傾向を見ますと、期日前投票の利用が増え、先日の知事選挙においては、期日前が1,785人、当日が1,246人という内訳になっており、実に6割近くが期日前投票にて投票いただいたことになります。

さて、一つ目の御質問の投票率の向上のための方策等についてです。取組としては、まず、周知による啓発活動、それに加えて、投票しやすい環境づくりの2点です。広報わたらいや防災無線などによる周知のほか、選挙当日は、選挙管理委員の町内巡回による啓発を行っております。令和5年3月号の広報紙では、期日前投票に町営バスの利用を推進し、役場への来やすさをお知らせすることで、投票に対するハードルを下げるよう努めております。

また、令和5年度からは、役場庁舎入り口に電子モニターによるデジタルサイネージを設置しております。入場券がなくても投票できることや期日前投票の仕方、期日前投票所内の様子を案内することで、これまで、期日前投票をしたことがない方にも制度が広まった成果が、期日前の増加につながったと考えております。

取組の二つ目、投票所の環境づくりにつきましては、選挙の管理執行に係る国からの通知や県選管から示される事務処理手続等を参考に、投票所への入りやすさ、親しみやすい雰囲気づくりを本町にできることから取り組んでおります。他市町の事例等を参考にしながら、当町でもコミュニケーションボードや投票支援カードを

導入し、投票所で困り事がある方や障害のある方へのサポートが行えるよう整えております。

投票所へ行くことが困難な方への対策として、移動式投票所については、委員会でも長年にわたり検討をしてまいりました。有権者が、投票で意思を示す機会の確保は、極めて重要と考えておりますが、現時点では、移動式期日前投票所の導入や期日前投票所の増設あるいは送迎する移動支援は難しいと考えております。

理由としては、投票管理者や立会人の確保、地理的要件のほか、地区ごとの有権者数などを踏まえ、総合的に判断している結果でございます。

期日前投票への町営バスの利用や近隣での乗り合わせ等の御協力などをお願いしていくことが、現時点での考え方でございます。

なお、身体障害者手帳をお持ちの方などが対象となる郵便等による不在者投票、出張地などで投票できる方の電子申請による投票用紙の請求などについて、具体的な手続方法をホームページ上で周知しており、お問い合わせや実績も増えてございます。

また、入院中の方や施設入所中の方の不在者投票につきましても、各病院、施設等の御協力の下、適切に対応しているところです。今後も、個々の状況に応じて必要な制度を活用していただけるよう周知等を継続してまいります。

最後になりますが、令和5年度に度会町では初めてとなる女性委員にも参画をいただきまして、それぞれの様々な観点から投票所の構造上の不安や、投票管理者、立会人の成り手不足などの課題が、一層明確化されたと認識しております。

そこで、委員会では、令和6年度に内部資料ではありますが、投票区、投票所見直し計画を作成し、今年度、第5投票所と開票所を移転する改革を行ったところでございます。この計画は、必要な検討が継続して取り組まれるよう策定したもので、投票所を集約していくことも視野に入れながら、今後も改革を続けてまいります。

以上、濱岡議員への答弁とさせていただきます。

○議長（若宮 淳也）　はい、濱岡裕之議員。

○10番（濱岡 裕之）　今年の夏の二つの選挙ですね、三重県の平均よりも、当町が投票率が高かったということはですね、非常にいいのかなと思いますが、さらなるですね、投票率の向上をですね、いろいろ策を考えていただきたいと思います。

また、これ期日前投票がですね、60%以上、当初期日前投票って始まった頃はですね、10%か、それぐらいのところからのスタートだったと思うのですが、これほど期日前投票がですね、多くなってくるとですね、長い期間、ますますそういう際の投票率の確保もですね、考えていく必要があると思います。

町営バスもですね、昔は、数年前はなかったものが、今は稼働しておるわけでございますが、それに対してですね、時間的にですね、ある程度ちょっと長くかかる

てしまうという点もあろうかと思いますので、この期日前投票の期間だけでもですね、例えば毎日というわけにはいかないでしょうが、日を特定した形ですね、期日前投票に特化したですね、そういった仕様がですね、考えられないかなと思いますので、その辺りもですね、御考慮いただきたいと思います。

いずれにせよ、選挙の目的はですね、あくまでも投票率の向上でございますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それではですね、本日二つ目の質問に移りたいと思います。

蜂の巣駆除についてということで、町長にお聞きしたいと思います。

この蜂の巣の駆除についてはですね、令和5年12月の第4回定例会において、他の議員からも同様の質問がございました。改めて、住民の安心・安全な暮らしの観点から、身近にあり、場合によっては命の危険性もあり得る蜂の巣の駆除についての取組について伺います。

2年前の質問と答弁の要点といたしましては、スズメバチの被害に対してということで、町としての駆除に対する補助制度の創設に対しては考えない。町への駆除に関する問合せについては、多い年でも10件弱程度、駆除業者は公平な受注機会の確保のため紹介は行わず、タウンページの駆除欄を見た上で、各自にて業者へ問合せをした上で、対応してくださいとのことでございました。

そこで、①としまして、町の対応は、2年前と今も駆除業者は各自で探した上の対応ということで変わらないのでしょうか。

②としまして、近隣市町の取組状況について伺いたいと思います。伊勢市は、市民に対して防護服の貸与があり、以前に、自分の家のひさしの高い位置にスズメバチの蜂の巣ができてしまい、直径30センチ以上にもなってしましたが、どうすることもできず、冬まで待とうかなと思ってたんですが、日に日にその蜂の巣が大きくなってしまいましたので、伊勢市の知人を通じまして防護服をお借りをして、自分で対応しようかなと思ってお借りをしたんですが、実際大変重くて、視野も狭くて、はしごをかけて、網やら、スプレーやら、そんなものを持って上がっていくことは到底困難でございました。

③補助制度の導入の考え方の有無についてでございます。2年前の町長答弁では、現在のところ補助制度の導入は考えないが、地域の安心・安全な暮らしの確保に努めるべく、できるだけ適切な対応に心がけたいと思うので、御理解をとのことでございました。中村町長は日頃より、政治信条として、町民の安心・安全な暮らしと言われております。2年たった現在、その考え方にお変わりはないでしょうか。

以上①から③の点に関して、答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、濱岡議員さんの質問にお答えをいたします。

住民の安心・安全を守る観点から、蜂の巣駆除に対する取組について問うという御質問ですが、現在その対応につきましては、令和5年にも回答したとおり、駆除業者に依頼するよう案内することになっております。駆除業者の公平な受注機会の確保のため、特定業者の紹介は行わず、タウンページ、インターネット等で蜂の駆除の各業者へ問い合わせるようにと説明をさせていただいております。

また、蜂の巣駆除に対する近隣市町、伊勢市、度会郡の取組については、当町と同じく、業者案内の取扱いとなっており、伊勢市、大紀町においては、蜂の駆除用防護服の無料貸出しサービスを実施しているようございますが、蜂の巣駆除費用に対する補助金制度については、近隣市町で実施しているところはございませんでした。

当町におきましても、現在のところ、業者案内の取扱いを続けることとし、補助制度の創設は考えておりません。御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（若宮 淳也）　　はい、濱岡裕之議員。

○10番（濱岡 裕之）　　これ2年前の話ですが、年間10件弱ぐらいの相談しかないということで、その件数だけ聞くと非常に少ないのかなと思いますが、実際、町に相談したところで無理だろうというようなですね、潜在的な件数はもっと多いんだと思いますが、何もそういった補助的なものですね、ないということなので、そういう程度の件数なのかなと考えます。

よくですね、いろんな場面で業者との協定を結ぶとかですね、そういうことをいろんな内容につきましてよくお聞きをしますが、この蜂の巣に関してもですね、公平性というものであればですね、そういった募ってですね、そういう協定をですね、結ぶようなですね、方策ですね、考えれば公平性はですね、担保されるものかなと思いますので、そういったところもですね、今後考えていただきたいと思います。

それと、近隣にそういう補助の例がないから度会町はやらないっていうことではなくてですね、町長の政治センスとして近隣がやってないから度会町がやるというですね、一步踏み込んだですね、そういったですね、考えも必要かなと思いますので、併せて検討を願いたいと思います。

蜂の巣の駆除の補助に関しましては、ちょっと今現状厳しいのかなと思いますが、またですね、いろいろ被害が増えてきた際にはですね、ああいうふうな提案もあったなということでですね、再度予算執行等ではですね、また考慮もいただきたいと考えております。

それでは、最後の質問になります。

地域おこし協力隊の活用の成果についてということで伺いたいと思います。

9月4日、中日新聞伊勢志摩版にて、令和8年4月から1名の募集の記事がござ

いました。地域おこし協力隊は、2009年度から総務省が実施している制度で、都市部から過疎地域などに移住した隊員が、地域のブランド開発、PR、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行い、地域活性化と定住・定着を目指し、自治体の委嘱を受け、1年から3年の任期で活動し、その地域への新たな視点や発想、人材の確保・定着に貢献しますということですが、人口減少や少子高齢化の進行が著しい度会町において、この地域協力隊制度の活用により、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着や地域活性化を図ることは、町としての地域力の維持強化にも資する取組であり、大変有効な方策と考えます。毎月発行される広報わたりにも、毎回その活動報告が紹介されております。

しかし、まだあまり知らないわという住民もたくさんおられるものと思いますので、この際でございますので、より多くの町民の方々にも、広くその活動内容を認知してもらうことが、町にとっても、よりプラスになるものと考えますので、これまでの数年間3名の方が延べでお見えになると思いますが、その成果について伺いたいと思いますので、よろしく答弁お願ひいたします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、濱岡議員さんの質問にお答えをいたします。

現在、地域おこし協力隊として2名の男性隊員が活動中であります。都市部出身である彼らの視点や感覚は、もともと度会町に住む我々とはよい意味で異なり、田舎暮らしの不便さも楽しもう、ここだからできることを考えようと、常に前向きな姿勢で取り組んでおります。

詳細につきましては、みらい安心課長から説明いたさせます。

○議長（若宮 淳也） はい、作野みらい安心課長。

○みらい安心課長（作野 和幸） はい。町長に代わりまして、みらい安心課から御説明いたします。

3年目を迎えます木崎隊員は、移住や空き家バンクの相談窓口として、移住相談会に出かけたり、空き家バンクの登録や内覧希望者の対応を担っております。彼が空き家バンクのチラシを作成しまして、1軒ずつポストに投函して回るなど、地域に入り活動することによりまして、登録件数が、令和5年度以降、15件増加いたしました、それが7件の成約として移住の成果につながっております。

また、移住後のフォローにも関わっておりまして、地区の役員さんと移住者の話合いの場をセッティングするなど、双方の不安や疑問に寄り添う対応をしてくれております。これこそ、移住者だから気づいた視点だと思います。

彼自身も、棚橋地区の空き家を2軒購入いたしまして、1軒は自宅として、もう1軒は貸出用の物件として現在整備を進めているところで、今後も活動範囲の拡充が期待しております。

そして、もう1人、2年目の原隊員は、町内で体験型民泊施設を始めたいという目標を持っております。柳地区の空き家を購入いたしまして、町内の宮大工の方に御指導いただきながら、自らの手で改修作業を進めているところでございます。購入した空き家には裏山もついておりまして、自然体験やジビエの活用など、この地だからこそできるメニューの開拓を進めております。今年、わなの免許も取得しまして、いずれは獵友会にも入って活動したいという思いも聞いております。

成果としては、道半ばではございますが、ゆくゆくは民泊による観光交流人口の増加につながること、また、鳥獣捕獲の担い手の1人としての活躍も期待しております。

両名とも目指すところは違いますが、度会町での定住、そして、起業を目指して活動しております。広報紙でも彼らの様子を毎月掲載しているところでございますが、地域の方や事業所の皆さんとともに、もっと交流を深めていただくことで、何か新たな取組に発展していくことを期待しております。

議員の皆様方におかれましても、彼らの活動を応援いただきますようお願い申し上げ、濱岡議員さんへの答弁といたします。

○議長（若宮 淳也） はい、濱岡裕之議員。

○10番（濱岡 裕之） はい。空き家対策だったり、また、体験型の民泊を考えられるとかですね、いろいろ楽しいですね、企画も含めてですね、今後も期待したいと考えます。

協力隊の方々の新しい目線や、フレッシュな感性で、思わぬ度会町としての気づきがあるかもしれませんし、さらなる暮らしやすい度会町となることを期待したいと思います。

町としては、隊員の方々がより活動しやすいですね、環境づくりにより積極的ですね、図っていっていただきたいと思います。

今日ですね、この答弁ではですね、言っていただいた方ですね、より多く町民の方も認知される機会になったんじゃないかなと思いますのでですね、今後もこのお2人、また新たに入られます隊員の方にもですね、ますます御期待を申し上げましてですね、本日の答弁を終了したいと思います。

○議長（若宮 淳也） 以上で、濱岡裕之議員の質問を終わります。

続きまして、6番 貞森義和議員。

《6番 貞森 義和 議員》

○6番（貞森 義和） 皆さんおはようございます。

私は、一般質問は通告するものだと思って2件提出しましたが、議長と話し合いして、許可制ではないんですけど、分かりました、今度ほんなら1件だけにして、また次回、時間をおいて、前に質問をした時間が、近い過去であるので、一緒のよ

うなことそんなにすぐにすんなみたいなことでしたもんでね。そうかほんなんやつたら分かりました、1件にさせてもらいますというので、今日は発言させてもらいます。貞森でございます。

私は、1件お願いしたいのは、行政でそこへ書きましたように、エアコンを購入する補助制度を作ったってくれないかというのが、1件でございます。その件だけです。10万円ぐらいを頭打ちにして、10万円超えた分は、もう自分で持ってくださいと。だからそれ以下やつたら、8万円しかかからへんなら8万円しか出しませんという制度でいいんですね。

それと、エアコンをつけとる人でも、うちなかなかよう使わんという人がおるんですね、電気代がもったいないで。度会町は、ふるさと納税なんかの返礼で、電気代を持つとるという話聞きましたもんで、そんなんやつたら苦しんでみえる町民の方に月5,000円で、6、7、8、9の4か月分、それもつけた年だけと違うて、向こうもう2年だけ、合わせ3年、全部補助したとしても16万円。人数はね、もう町のほうで考えていただいて、今年は3人しかしませんよという、そんな程度でよろしいので、とにかくエアコンを購入する補助制度を度会町は作ったでというのを、私は世間にも言いたいもんで、町長にお願いするんです。その点で、16万円ぐらいの補助制度、それも1年に3件ぐらいというので提案したいんですけども、町長が、よし俺やつたろうという気があるかどうかを質問したいんです。お願いします。

○議長（若宮 淳也） はい、中村町長。

○町長（中村 忠彦） はい、それでは、貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

酷暑と言われた今年の夏は、エアコンがないと命が危ぶまれるほど暑さでございます。そういうことからの御質問と受け止めておりますが、本町におきましては、エアコン設置における補助制度の創設は考えておりません。

電気料金の補助に関しましても、以前に、コロナ交付金の活用で、電気料金の減免ができないかと、中部電力と再三にわたり協議をいたしましたが、契約形態が複雑で、電力会社も様々であることから、対応できずに断念をしております。

それに変えてですね、上水道の基本料金の減免措置を実施しており、まさに、議員さん御存じの施策でございますが、長期にわたり全ての家庭が均一に享受することができるものでございます。

度会町のような税金を地方交付税に頼っておる町といたしましてはですね、公平性の観点からも、その電気、エアコンの補助とか、電気料金の助けになるようなことはですね、ちょっとお金が少しかかってきますので、公平的、何遍も言いますが、公平性という観点から考えますと、できません。

以上です。

○議長（若宮 淳也） はい、貞森義和議員。

○6番（貞森 義和） 私はね、行政が新しいことになかなかよう取り組まない、躊躇するというのは知っています。前からやっとることやったらやりやすいんです。あるいは、国が補助金やろういうたらしやすいんです。せやけどね、どこかは必ずね、こういう制度を作つとるんです。エアコン購入に補助をするというのをね。東京都なんかもやつとると思うんですけども。それで前はね、そんなことすんねんやつたら、おまえところ金持ちやで、もうペナルティーで何やらせんぞみたいな、そんなんを政府が平気でやっていました。けど、今はもうそのペナルティーの制度は、政府はやらないということになっていますので、独自のことはできるんです。

僕が言うとるの、10万円そこそこのお金ですもんね、中部電力と話してもらわんでも、補助金として5,000円出したってくれということだけですもんね。それでみんなに行くのは確かに正しいことです。もしかしたら、もうみんなエアコンなんか要らんという、みんなつけとるっちゅうことがあるかも分かりませんが、例えばこういう制度を作りましたよ、手挙げてください、今年は3人だけですよって言つたら、出てくるんじゃないかと思うんです。

私ね、私の地区は小川郷地区っていう、昔の地区ですけども、その中で1人、私が議員としておるわけです。別に地区の推薦を受けとるわけじゃないんですけども。そんなんで、独り暮らしのね、男の人がちょいちょいおりました。小川郷地区のその人に何かあったときに、あんた議員しとつて知らんだんかって言われるとつらいもんで、しょっちゅう行くと、また向こうも気色悪るがるもんで、時々伺うて、ほいで、夜どないしとんのって言って、エアコンも適正に使うとるんですかって言つたら、いや、ついてませんと、網戸と扇風機でやつとるというんで、あんた強いなって言うてね。僕らよりちょっと上の人ですもんね、戦前戦後をクリアしてきた人ですから、辛抱もいいんですけどね、こんなことしつたら死ぬでと思ってね。ほいでほかの人に言うたら、あんたそのとき町会に言わんかなと、エアコンつけたつてくれと。3人でええやないかみたいな話になったもんで、私、今日はこうやって言わしてもろとるんで。これも命に関わることですので、町長のきっちとした、やらないという答弁は聞いたんですけども、中部電力はそんなん関わらんでええんで、電気代もそんなんも、よし、そんなんやつたら、あんたに3年電気代も3年ぐらいの5,000円を補助したるわという制度をね、何とかしたってほしいなというので。弱者を救うと、私は強いほうのものではありませんが、私は並やと思っていますので。並まで来ない人に、命に関わるようなことはないだろかというので、こういう制度を作りました、度会町は三重県の南のほうでキラッと光つとる人口7,000そこそこの町やけど、しっかりした町やでというのを、私も言いたいもんでね。ほいで、できたらもう補助金のお金だけでええんです。出したつくれませんかという、そういうつもりでしたけども、今回それは諦めたいと思います。ありが

とう。

○議長（若宮 淳也） 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

◎各常任委員会委員長 審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 濱岡裕之議員。

○予算決算常任委員長（濱岡 裕之） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました議案第49号 令和7年度度会町一般会計補正予算（第2号）、議案第52号 令和6年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定について、以上、議案2件について、教育長、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審査の結果、議案第49号については、保健こども課分に附帯決議を付して可決すべきものと決しましたので、その内容を申し上げます。

議案第49号 令和7年度度会町一般会計補正予算（第2号）については、款4衛生費、項1保健衛生費、目7医療事業費に、町営診療所開設に係る医療機器購入費を含む施設指定管理料を追加する案が示されましたが、予算の執行については、診療所としての適正規模での運営を念頭に、医療機器等の調達に努めること。

以上の内容であります。

また、議案第52号については、認定すべきものと決しましたので、報告します。

報告第2号 令和6年度度会町健全化判断比率及び資金不足比率について、以上、報告1件について、担当課からの説明及び報告を受けました。

これをもちまして、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮 淳也） ただいまの予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員会委員長 登喜三雄議員。

○総務住民常任委員長（登 喜三雄） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第50号 令和7年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第53号 令和6年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号 令和6年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号 令和6年度度会町後期高齢者医療特別

会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号　度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第58号　度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第59号　度会町税条例の一部を改正する条例について、議案第60号　度会町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例について、以上、8議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審査の結果、原案どおり可決・認定すべきものと決しましたので、報告いたします。

これをもちまして、総務住民常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮　淳也）　ただいまの総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮　淳也）　質疑なしと認めます。

総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員会委員長　大西徹議員。

○産業教育常任委員長（大西　徹）　報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました、議案第51号　令和7年度度会町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第56号　令和6年度度会町水道事業会計決算の認定について、議案第61号　度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、以上、議案3件について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審査の結果、原案どおり可決・認定すべきものと決しましたので、報告いたします。

また、請願第1号　子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書、請願第2号　教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書、請願第3号防災対策の充実を求める請願書、請願第4号　義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書、以上、請願4件について、慎重審査の結果、いずれも採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

これをもちまして、産業教育常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（若宮　淳也）　ただいまの産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮　淳也）　質疑なしと認めます。

産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員会委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとお

り、予算決算常任委員会につきましては、議案第49号は附帯決議を付して可決、議案第52号は認定すべきものであります。

また、総務住民及び産業教育常任委員会につきましては、いずれも原案どおり可決、認定、採択すべきものであります。

これで、各常任委員会委員長報告を終わります。

暫時、休憩いたします。

(11時2分休憩)

(11時10分再開)

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎討論（議案第49号～議案第62号）

日程第3 これより、討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第49号から議案第62号までを議題とし、討論を行いますが、各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第49号から議案第62号までの討論を打ち切りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決（議案第49号～議案第62号、請願第1号～請願第4号）

日程第4 これより、お手元に配付いたしております提出議案書の議案第49号から議案第62号を採決いたします。

議案第49号 令和7年度度会町一般会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第49号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第50号 令和7年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第50号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第51号 令和7年度度会町水道事業会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（若宮 淳也）賛成全員であります。

よって、議案第51号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第52号 令和6年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也）賛成全員であります。

よって、議案第52号は、認定されました。

続きまして、議案第53号 令和6年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也）賛成全員であります。

よって、議案第53号は、認定されました。

続きまして、議案第54号 令和6年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也）賛成全員であります。

よって、議案第54号は、認定されました。

続きまして、議案第55号 令和6年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也）賛成全員であります。

よって、議案第55号は、認定されました。

続きまして、議案第56号 令和6年度度会町水道事業会計決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也）賛成全員であります。

よって、議案第56号は、認定されました。

続きまして、議案第57号 度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也）賛成全員であります。

よって、議案第57号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第58号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第58号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第59号 度会町税条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第59号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第60号 度会町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第60号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第61号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第61号は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第62号 度会町監査委員の選任につき同意を求めるについては、人事案件であり、御本人が議場におられますので、議場から、山下幸生君の退場をお願いいたします。

〔山下幸生氏 退場〕

○議長（若宮 淳也） それでは、議案第62号 度会町監査委員の選任につき同意を求めるについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、議案第62号は、同意されました。

山下幸生君の入場を許可いたします。

〔山下幸生氏 入場〕

○議長（若宮 淳也） 議案第62号 度会町監査委員の選任につき同意を求めるについては、同意されましたことを御報告いたします。

これより、請願第1号から請願第4号までの請願4件について、討論を省略して、採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、採決いたします。

請願第1号から請願第4号までの請願4件に対する委員長報告は、それぞれ採択すべきものであります。

請願第1号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関する制度の拡充を求める請願書に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、請願第1号は、採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第2号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、請願第2号は、採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第3号 防災対策の充実を求める請願書に対して、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、請願第3号は、採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、請願第4号は、採択することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

(11時18分休憩)

(11時19分再開)

○議長（若宮 淳也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま提出されました、発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関する制度の拡充を求める意見書の提出について、発議第5号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出について、発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号から発議第7号を追加日程とすることに決定いたしました。

◎議員提出議案の上程（発議第4号～発議第7号）

追加日程第1 発議第4号から発議第7号までを議題といたします。

◎提案理由の説明（発議第4号～発議第7号）

追加日程第2 それでは、発議第4号から発議第7号に対して、提出議員より提出理由の説明を求めます。

2番 大西徹議員。

○2番（大西 徹） 発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関する制度の拡充を求める意見書の提出について

令和7年9月22日提出

提出者 度会町議会議員 大西 徹

賛成者 度会町議会議員 中西 久博

同じく 貞森 義和

同じく 西井 仁司

提出理由

厚生労働省の国民生活基礎調査（2022）によると、子どもの貧困率は11.5%、およそ子ども9人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。

貧困の連鎖を断ちきるための教育に関わる公的な支援は極めて重要であり、支援を必要とする子どもたちや家庭に対して、相談体制を、今以上に充実させる取組を含め、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

以上のような理由から、全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第5号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について

令和7年9月22日提出

提出者 度会町議会議員 大西 徹

賛成者 度会町議会議員 中西 久博

同じく 貞森 義和

同じく

西井 仁司

提出理由

全国的に教職員不足、欠員の問題が深刻化し、三重県においても2023年度以降、4月当初から欠員が生じており、状況は学期を追うごとに深刻化する傾向にあります。

子どもたちが安全・安心に学べる学校にしていくためにも、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び全ての校種における新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれます。

以上のような理由から、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出について

令和7年9月22日提出

提出者 度会町議会議員 大西 徹

賛成者 度会町議会議員 中西 久博

同じく 貞森 義和

同じく 西井 仁司

提出理由

学校は、災害時には避難所になる等重要な役割を担っています。津波に対する安全性が確保されない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められていますが、国による津波対策のための支援制度の活用が難しい状況です。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求めます。

また、避難所の運営に関しても、改善すべき問題は山積しています。国の責任において、安心して被災者が避難できるように、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を進めることを強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について

令和7年9月22日提出

提出者 度会町議会議員 大西 徹

賛成者 度会町議会議員 中西 久博
同じく 貞森 義和
同じく 西井 仁司

提出理由

教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

未来を担う子どもたちの豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないよう、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充を含めた制度の更なる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものです。
よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

以上です。

○議長（若宮 淳也） 以上で、提出理由の説明は終わりました。

◎質疑（発議第4号～発議第7号）

追加日程第3 これより、発議第4号から発議第7号に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 質疑なしと認めます。

発議第4号から発議第7号に対する質疑を打ち切ります。

◎討論（発議第4号～発議第7号）

追加日程第4 これより、討論を行います。

発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（若宮 淳也） 討論なしと認めます。

発議第4号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第5号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 討論なしと認めます。

発議第5号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 討論なしと認めます。

発議第6号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 討論なしと認めます。

発議第7号に対する討論を打ち切ります。

◎採決（発議第4号～発議第7号）

追加日程第5 これより、発議第4号から発議第7号までを採決いたします。

発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関する制度の拡充を求める意見書の提出についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、発議第4号は、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第5号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、発議第5号は、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、発議第6号は、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第7号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（若宮 淳也） 賛成全員であります。

よって、発議第7号は、原案どおり可決されました。

◎議員派遣の件

日程第5 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元にお配りをしましたとおり派遣することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元にお配りをいたしましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合は、議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（若宮 淳也） 異議なしと認めます。

よって、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査の申出について

日程第6　閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

度会町議会議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、度会町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長（若宮　淳也）　異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、令和7年第3回度会町議会定例会を閉会いたします。

(11時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員